○総務省令第三十三号

地方交付税法等の一 部を改正する法律 (平成二十六年法律第五号) の施 行に伴 V \ 並 びに 地方財 政 法 (昭

和二十三年法 律 -第百· 1九号) 第三十三条 \mathcal{O} 五 \mathcal{O} 七 第 項 及び第三十三条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 八、 地方 財 政 法 施 行 令 (昭 和

十三年政令第二百六十七号) 第八条第四号及び第三十一条並 びに災害対 策基本 法 施 行 令 (昭 和 三十 七 年 政 令

第二百八十八号) 第四十三条第二 項の規定に基づき、 都及び 特 別区 の標準税収 入額の算定方法に関する省令

及 び 地 方債 に 関 する省 一 令 の 部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣 新藤 義孝

都及び)特別] 区 一の標準 税 収 入 額 の算定方法に関する省令及び地方債に関する省令 0) 部を改正する省令

都及 び 特 莂 区 \mathcal{O} 標 進 税 収 入額 \mathcal{O} 算定· 方法 に関 する省令 \mathcal{O} 部改 Ī

第一 条 都 及 び 特 別 区 0 標 潍 税 収 入 額 \mathcal{O} 算定方法に関する省令 昭 和 五. 十一年自治省令第十一号) *(*) 部を

次のように改正する。

第 項 第 号 中 「附則第七条の二」 の 下 に 「及び第七条の三」 を加える。

(地方債に関する省令の一部改正)

第二条 地方債に関する省令 (平成十八年総務省令第五十四号) の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「防災」の下に「及び減災」を加える。

附則第二条の十を附則第二条の十三とし、 同 条の 次に次 の <u>一</u> 条を加える。

(法第三十三条の五の八の計画に定める事項)

第二条の十 匹 法第三十三条の 五 の八 に規定する総務省令で定める事 項は、 次に掲げるものとする。

地 方 公共 団 体 における 公 共 施 設 等 (法第三十三条 \bigcirc 五. \mathcal{O} 八 に規 定する公共施設等をい . う。 次号にお

いて同じ。)の現況及び将来の見通し

地方公共団体における公共施設等の総合的 いかつ計 画的な管理に関する基本的な方針

附則第 条 \mathcal{O} 九 を 附則第二条の十二とし、 附 則 第二 条 の六 か ら附 則 第二条 \mathcal{O} 八までを三条ずつ繰 り下げ

附 則第二 条 \mathcal{O} 五第 一号中 「(法第三十三条 \bigcirc 五. 一の七第 一項第三号に規定する公社をいう。 以下この 条 にこ

お て同じ。 を削り、 同条を附則第二条の八とし、 附則第二条 \mathcal{O} 四を附則第二条の七とし、 附則第二

条の三を附則第二条の六とし、 附則第二条の二の次に次 の三条を加える。

(法第三十三条の五の七第一項の計画に定める事項)

第二条の三 法第三十三条 の 五 \mathcal{O} 七第一 項に規定する総務省令で定める事項は、 次に掲げるものとする。

一 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為を行うこと

法第三十三条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 七第一 項各号に掲げ る行為 \mathcal{O} 対象となる公営企業、 公 社 (法第三十三条の五 0

七 第一 項第三号に規定する公社をいう。 附則第二条の八において同じ。) 又は法人(法第三十三条 \mathcal{O}

五の七第一項第四号に規定する法人をいう。)の名称

三

法第三十三条

 \mathcal{O}

五.

 \mathcal{O}

七

第

項

各号に掲げ

る行

一為に係

る検

対の経

緯及びその

內容

匹 法第三十三条 の五の七第一 項の規定による地方債を起こす年度

五. 法第三十三条 0 五. の七第一 項各号に掲げる行為が完了する年度

(法第三十三条の五の七第一項の計画の承認)

第二条 \mathcal{O} 匹 総務 大 臣 は、 法第三十三条 0 五. の七 第一 項の規定による 計 画 「 の 提 出があった日から二月以内

に、 提出 者に対 L て当 7該計 画 を承認するかどうかを通知 し なければならな

(都道府県知事への通知)

第二条 0) 五. 総務. 大臣は、 法第三十三条の五の七第一 項の規定による承認を行ったときは、 関係する都道

府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

附 則 第 七 条第 項 及び 第 二項 を削 り、 同 条 第 項 中 「及び 法 を 「及び地 方 交付 税 法等 \mathcal{O} 部 を改 正 す

る法 律 平 -成二十-六 年法 律 涼 五. 号) 第五 条 \mathcal{O} 規定 による改正 前 \mathcal{O} 法 に改 め、 同 項 を 同 · 条 第 項とし、 同

条第四 1項中 「額並 でに の 下 に 「地方交付税法等の 部を改正する法律 (平成二十六年法律第五 号) 第五

条 \dot{O} 規定に ょ る改 正 前 \mathcal{O} 法第三十三条 \bigcirc 五. の二第 項 \mathcal{O} 規定により起こすことができることとされ 地 方

債 \mathcal{O} 額 及 Ŭ を加 え 同 項 を同 条第二 項とし、 同 条第 五. 項 中 額 並 び に 0) 下 に 地地 方交付 税 法 箬 \mathcal{O} 部

を改 正 する法律 平 成二十六年法律第五 号) 第五 条の 規定による改正 前 の法第三十三条の 五. 一の二第 項 \mathcal{O}

規 定に より起こすことができることとされた地方債 \mathcal{O} 額 及び」 を加え、 同 .項を 同 条第三項とし、 同 条 に 次

の一項を加える。

4 平 ·成三十 -年度 か ら平 成三十二年度 ま で *О* 間 に おけ る第十 应 条 か 二 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適用 に つ 1 て は、 同 条第

項 中 並 びに算入公債 費の額及び算 入準公債費 \mathcal{O} 額」 とあ るのは 算 入公債費 0 額 泛 人び算入る 進 -公債:

 \mathcal{O} 額 並 び に法第三十三条 の五 の二第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により起こすことができることとされた地方債 0) 額 لح

する。

附則

(施行期日)

(経過措置)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の都及び特別区 の標準税収入額の算定方法に関する省令は、平成二十六年度以後

 \mathcal{O} 年度における標準税収入額の算定につい て適用し、 平成二十五年度以前の年度における標準税収入額

算定については、なお従前の例による。

- 5 -

 \mathcal{O}